

# 青森県報

第四千二百五十四号

平成二十九年  
一月二十七日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

生活保護法による介護機関の指定

(健康福祉課) 一

右 同

(同) 二

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定

右 同

(同) 二

道路の区域の変更

(道路課) 二

道路の供用の開始

(同) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正

(河川砂防課) 四

右 同

(同) 四

都市計画の変更

(都市計画課) 五

公 告

(同) 五

農用地利用配分計画の認可

(構造政策課) 五

県有地の売却に係る一般競争入札

(港湾空港課) 六

右 同

(同) 七

出先機関

(同) 七

土地改良区の定款変更の認可

(西北地域局) 七

教育委員会

(同) 七

県文化財の指定

(文化課) 七

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
医療法人吉祥会	通所リハビリテーション	吉田クリニックス通所リハビリテーション	平成二九年一月三十一日
東條 方厚	居宅療養管理指導	三沢市中央町九丁目三の九 C E N T R A L I N A L C	二九年一月三十一日
日本調剤株式会社	"	日本調剤弘前薬局	二九年一月三十一日
有限会社サン・ケア	"	サンケア薬局	二九年一月三十一日
有限会社みどり	"	かなぎ調剤薬局	二九年一月三十一日

正 誤

平成二十七年八月十四日定例教育委員会中……………(教育庁文化財保護課) …… 八

## 告 示

青森県告示第四十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定期間
			名称	所在地	
医療法人吉祥会	弘前市大字百石町四九の一	介護予防（通リハシヨン）	吉田クリニックス通リハシヨン	弘前市大字百石町四九の一	平成二九・一・三
東 方 厚	三沢市中央町四丁目三の一	介護予防（居宅療養管理指導）	TOJOD CLINICAL	三沢市中央町四丁目三の一	二九・四・一
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九の一	〃	日本調剤弘前薬局	弘前市大字本町五二	二九・九・一
有限会社サン・ケア	青森市浜田一丁目二の二	〃	サンケア薬局	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一の一七	二九・九・三〇
有限会社みどり	五所川原市金木町菅原九の一	〃	かなぎ調剤薬局	五所川原市金木町菅原九の一	二九・三・一
有限会社ころ	五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四三の一	介護予防（認知症対応型共同生活介護）	グループホーム	五所川原市大字桜田字鴻ノ巣四三の一	二九・八・一

青森県告示第四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

青森県告示第四十九号

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定期間
			名称	所在地	
東 方 厚	三沢市中央町四丁目三の一	居宅療養管理指導	TOJOD CLINICAL	三沢市中央町四丁目三の一	平成二九・四・一
日本調剤株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目九の一	〃	日本調剤弘前薬局	弘前市大字本町五二	二九・九・一

青森県告示第四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定期間
			名称	所在地	
〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

東 條 方 厚	三 沢 市 中 央 町 八 四 丁 目 三 一	介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	TOJOD CENTRAL CLINICAL	三 沢 市 中 央 町 九 四 丁 目 三 一	平 成 二 六 年 四 月 一 日
日 本 調 剤 株 式 会 社	東 京 都 千 代 田 区 丸 の内 一 丁 目 九 一	"	日 本 調 剤 弘 前 薬 局	弘 前 市 大 字 本 町 五 二	平 成 二 六 年 九 月 一 日

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地 の幅員	敷地 の延長	備考
			前	後				
1	国 道	一〇二号	十和田市大字奥瀬字小沢口一三三の一から 十和田市大字奥瀬字小沢口一九九の二まで	十和田市大字奥瀬字小沢口一三三の一から 十和田市大字奥瀬字小沢口一九九の二まで	後 前	一一三・三〇〇メートルから 一一三・二〇〇メートルまで	二二〇・〇〇メートル	
2	国 道	三三九号	東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間三の一から 東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間四の三まで	東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間三の一から 東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間四の三まで	前 前	一一四・五〇〇メートルから 一一四・〇〇〇メートルまで	一七四・〇〇メートル	
			東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間七二の一から 東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間七三まで	東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間七二の一から 東津軽郡外ヶ浜町字三既六條間七三まで	後 前	一一八・七〇〇メートルから 一一八・三〇〇メートルまで	一五三・九〇メートル	
3	県 道	鰯ヶ沢蟹田線	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一六の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の二まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一六の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の二まで	前 前	一一五・二〇〇メートルから 一一五・二〇〇メートルまで	一一三・五・六〇メートル	
			東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一六の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の二まで	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元一六の一から 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田山本紅葉坂二二の二まで	後 前	一一〇・六〇〇メートルから 一一〇・五〇〇メートルまで	一八四・五〇メートル	
4	県 道	上野十和田線	上北郡東北町大字大浦字山添六二の一から 上北郡東北町大字大浦字山添六二の一まで	上北郡東北町大字大浦字山添六二の一から 上北郡東北町大字大浦字山添六二の一まで	前 後	一一八・二〇〇メートルから 一一八・五〇〇メートルまで	四二・〇〇メートル	
			上北郡東北町大字大浦字山添六二の一から 上北郡東北町大字大浦字山添六二の一まで	上北郡東北町大字大浦字山添六二の一から 上北郡東北町大字大浦字山添六二の一まで	後 前	一一二・五〇〇メートルから 一一二・〇〇〇メートルまで	四二・〇〇メートル	

青森県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年二月二十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇二号	十和田市大字奥瀬字小沢口一三の二から十和田市大字奥瀬字小沢口一九の二まで	平成元・一・二七
県道再賀木造線	つがる市稲垣町千年亀菊二七の一からつがる市稲垣町千年中鹿島一七まで	"
県道上野十和田線	上北郡東北町大字大浦字山添六二の一から上北郡東北町大字大浦字山添六二の一まで	"

青森県告示第五十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十四年一月二十三日青森県告示第四十号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

次のとおり改める。

山田急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十三号を結んだ線に囲まれた区域（市道山田線の区域を除く。）の場合において、標柱十二号と標柱十三号を結んだ線は市道山田線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。  
標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	相馬	竜ヶ平	八の一
二	"	"	"	二二二の一
三	"	"	"	五三
四	"	"	"	"
五	"	"	"	五六
六	"	"	"	五九
七	"	"	"	六六
八	"	"	"	六八の一
九	"	"	山田	八七の一
十	"	"	"	三五の一
十一	"	"	"	三一の一
十二	"	"	"	三三の二
十三	"	"	一丁目	五三

青森県告示第五十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十五年三月二十九日青森県告示第三百一号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

次のとおり改める。

山田二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域(ただし道路敷を除く。)。この場合において、標柱四号と標柱五号を結んだ線は市道山田線官民地境界線、標柱一号と標柱七号を結んだ線は市道竜ヶ平枝線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番
一	弘前市	相馬	竜ヶ平	二四六
二	"	"	"	一〇五
三	"	"	"	一一〇
四	"	"	山田	六四
五	"	"	"	五八
六	"	"	"	"
七	"	"	"	四四の一

青森県告示第五十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、むつ都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土木整備部都市計画課、むつ市建設部都市政策課及び横浜町企画財政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

# 公 告

## 農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を平成二十九年一月二十七日認可したので、同条第五項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者 氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
成田雅夫	五所川原市大字中泉字松枝一一八の一	五所川原市大字梅田字燕口二〇八の一 ほか一筆
竹谷一正	五所川原市大字梅田字平野二九	五所川原市大字梅田字間瀬三八九
関正	五所川原市大字中泉字田川八の二	五所川原市大字羽野木沢字実吉二二四の二
富士浩樹	五所川原市大字米田字篠原一五二の一	五所川原市大字米田字篠原五一ほか三筆
川浪誠四郎	五所川原市大字広田字下り松一三の一	五所川原市大字広田字足代二七の一ほか五筆
今義彦	五所川原市大字浅井字色吉一二八の二	五所川原市大字浅井字種取五一
今義彦	五所川原市大字浅井字色吉一二八の二	五所川原市大字浅井字種取五四の一ほか二筆
三浦佐	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川九二	西津軽郡深浦町大字関字析沢一一の二

三浦佐	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川九二	西津軽郡深浦町大字関字栃沢一九の四
Nベース株式会社	西津軽郡深浦町大字風の六七	西津軽郡深浦町大字関字栃沢一八ほか一筆
中原博	西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一四七の四	西津軽郡深浦町大字関字栃沢六の二
竹ヶ原正克	上北郡おいらせ町二川目四丁目七三の二九五	上北郡おいらせ町向平二九〇ほか四筆
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊四五四ほか七筆
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二四二の二
下林光昭	上北郡六戸町大字犬落瀬字七百二八	上北郡おいらせ町豊栄一丁目二四三の二ほか一筆
馬場徳夫	三戸郡南部町大字沖田面字早稲田二	三戸郡南部町大字沖田面字長野一〇三ほか一筆
嶋守儀四郎	三戸郡南部町大字麦沢字差和六の二	三戸郡南部町大字小泉字中森二五ほか一筆
嶋守儀四郎	三戸郡南部町大字麦沢字差和六の二	八戸市大字櫛引字大久保一六

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所	在	地	地目	地積
---	---	---	----	----

むつ市真砂町九三の二一	雑種地	一〇、九八三・二四平方メートル
-------------	-----	-----------------

二 予定価格

四千六十三万七千九百八十八円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一  
青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所  
青森市長島一丁目の一  
青森県庁舎北棟三階B会議室

2 日時

平成二十九年二月七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途  
保管施設用地、流通施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年二月三日午後一時十五分から、むつ市真砂町九三の二二において  
現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十  
二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年一月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市真砂町九三の二五	雑種地	一四、〇八九・七三平方メートル

二 予定価格

五千三百五十四万九百七十四円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない  
者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟三階B会議室

2 日時

平成二十九年二月七日 午前十時三十分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金  
額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違  
反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、  
作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成二十九年二月三日午後一時十五分から、むつ市真砂町九三の二五において  
現場説明を行う。

### 出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦  
土地改良区の定款の変更を平成二十九年一月十日認可したので、同条第三項の規定に  
より公告する。

平成二十九年一月二十七日

西北地域県民局長 山 本 馨

### 教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第三十条第一項

の規定により、次の表に掲げるものを県無形民俗文化財に指定する。

平成二十九年一月二十七日

青森県教育委員会

種 別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
県無形民俗文化財	大間の山車行事	下北郡大間町大字大間	大間の山車行事保存会

教育庁文化財保護課

発行年月日 平成二十九年一月二十四日 第四〇三四号	区 分 教育委員会 会告示	番 号 第六号	ペー ジ 三	段 行 下 表中	誤	正
下北郡大間町奥戸					下北郡大間町奥戸	

正

誤

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一間屋町三丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭